

# ふくし TIMES

http://www.knsyk.jp

vol. 750



ともしび運動

2014. 5

福祉タイムズ

編集・発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会



〈撮影・菊地信夫〉

## キーワードは支え合いの心

「出会いの中で学んだことは、支え合いの心」と吉田紀代子さん。川崎市多摩区の民生委員児童委員として活動する以前から、親子のふれあい活動やボランティア活動に深くかかわってきた。「近隣同士でも民生委員児童委員同士でも、お互いの信頼関係や協力し合うことが大事。一人で抱え込まず、誰もが“お互いさま”と支え合うことのできる関係をつくっていけたら」と話す吉田さんの柔らかな笑顔に心がほぐれていく。 【関連記事12面】

## contents

- 02 **特集** 自立に困難さを抱えた若者への青年期サポートの充実に向けて
- 04 **NEWS & TOPICS** 住民の主体性を生かした地域課題解決の仕組みづくり（清川村社協）ほか
- 06 **私のおすすめ** スポーツでリフレッシュ！障害のある人に優しいスポーツ施設
- 07 **福祉最前線** きょうだいの会
- 08 **連載** 私たちの目指す「地域包括ケアシステム」②
- 10 **県社協のひろば**
  - ・福祉サービス利用者意向調査キット
  - ・かながわ権利擁護相談センター「専門相談」
- 12 **かながわHot情報** より深く、より多くの方々にとってほしい民生委員児童委員活動

# 自立に困難さを抱えた 若者への青年期サポートの充実に向けて

## 『かながわ青年期サポートブック』発行

本会では、県民や福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会の実現を目指し、本会会員の声を集め、施策や予算の充実について幅広く社会全体へ提案する活動を行っています。その中で把握した課題の解決に向けた糸口を探ろうと、関係機関・団体の方々と協働のもと、平成25年度から「神奈川の福祉課題共有化事業」（共同募金配分金事業）に取り組んでいるところです。

昨年度は、課題の一つに挙げられた「青年期の自立」について、子ども・若者支援を行う関係者の方々と共に、支援にかかるさまざまな情報を集めた『かながわ青年期サポートブック』を作成しました。本号では、冊子発行に至った経過と内容について取り上げます。

### 自立に困難さを抱えた 若者の姿が明らかに

この取り組みのきっかけになったのは、平成23年度の政策提言に向けて行った、本会会員を対象とした課題把握調査でした。その中には「児童養護施設や里親家庭を巣立った子どもたちが、その後、自立できないままに生活している」と、要保護児童の措置解除後について懸念する声がありました。

児童養護施設や里親家庭で暮らす、いわゆる社会的養護を受ける子どもは、原則18歳になると措置解除となり、児童養護施設の退所や里親から離れることを余儀なくされ、自立生活を強いられます。調査回答を基に、相談支援に携わる方々からお

話を伺ったところ、こうした子どもたちは周囲に支えてくれる人が少ない上に、さまざまな事情から自立が難しい現状に置かれていることが分かりました。

また、社会的養護にかかわる相談支援の現場以外にも、高校や青少年相談センター、NPO等の民間団体などからも「自立に難しさを抱える若者への支援に課題を抱えている」といった声が数多く聞かれました。

そこで本会では、平成24年3月に「自立の難しさを抱えた子どもたちの『いま』」と題した、課題発信シンポジウムを開催しました。当日は、福祉・教育・青少年相談・就労など、幅広い分野の関係者が集まり、10代後半から20代にかけて青年期における若者の課題を深め合い、分野を超

えて関係者同士の連携を進めていく必要性を共有する場となりました。

### 若者を支える ネットワークの結成

このシンポジウムが契機となり、同年4月、情報交換や勉強会を希望する有志にて、「わかもの互立（ごたつ）（支えあい）ネットワーク」（以下、「ネット



ネットワーク勉強会では、さまざまな立場の方から見た若者支援の課題が語られ情報共有を深めました

ワーク」が結成されました。

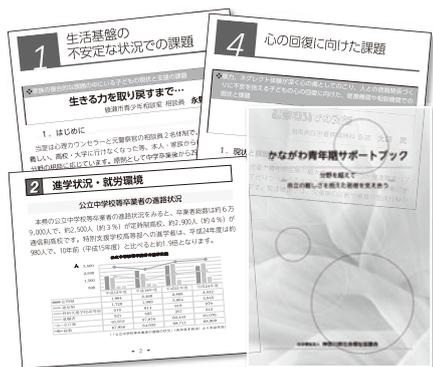
ネットワークでは、さまざまな相談支援の現場レポートに基づく勉強会や、関係機関の顔の見えるつながりづくりを目的とした集会が開催されてきました。また、本会もこのネットワークに継続的に加わり、青年期の自立を取り巻く課題把握と運営支援等の後方支援に取り組みました。

### 若者の生きにくさ

#### 進みにくい関係機関の連携

活動を進めていく中で、自立に困難さを抱える若者たちは、貧困や虐待といった家庭の課題だけでなく、軽度の知的障害・精神疾患・発達障害などがあることも少なくないことが分かりました。対人関係や社会生活がうまくいかず、思うように働くことができなかったり、支援が必要であっても自ら声を上げることが難しいために、支援者となりにくかったりするなど、困難さを抱えながら地域に暮らす若者たちの姿が浮き彫りとなりました。

ネットワーク勉強会等を通じて、さまざまな専門分野の視点から、生きにくさを抱えた若者たちの相談支援事例を共有してきたことで、「彼らを支えるべき制度や支援は縦割りで、年齢や対象で途切れてしまい、支援機関同士の連携が進みにくい」「支援機関の数が増えても、現状では連携



※本冊子は共同募金の配分を受けて発行。本会ホームページ (<http://knsyk.jp/>) に掲載

「支援機関が地域に偏在している」とは言い難い。その情報が子どもたちに届いていない」といった課題もあらためて認識されました。

そうした気づきを踏まえて、若者たちの多様なニーズや制度上の課題、支援機関の課題に対して、具体的な連携を進める一歩として、現場における課題と社会資源を共有する資料の必要性が持ち上がりました。

### 連携の具体化の一歩に 『かながわ青年期サポートブック』の発行

本会では、こうしたネットワークでの議論を具体的な取り組みにつなげていこうと、若者支援に関する事例収集や県内の社会資源の整理に取り組みました。

そして、ネットワークと協働で立ち上げた編集会議での検討を経て、

【表】 かながわ青年期サポートブックの構成

第1部	青年期を取り巻く概況
第2部	現場からみた子ども・若者 ～青年期サポートの最前線～ 【寄稿】
	1. 生活基盤の不安定な状況での課題
	2. 教育現場での課題
	3. 働く・地域参加に向けた課題
	4. 心の回復に向けた課題
	5. 矯正施設退所後の課題
	6. サポートブックからの提案
第3部	社会資源情報

『かながわ青年期サポートブック』分野を越えて自立の難しさを抱えた若者を支え合う』を本年2月に発行。子ども・若者支援を行う県内の機関・団体約800カ所に配布しました。

冊子は3部構成【右表】で、第1部では、若者の置かれた状況を客観的に把握するため、県内を中心とした「ひきこもり数」「社会的養護措置児童数」「精神科病院通院者数(自立支援医療)」「児童相談所における内容別虐待相談受付件数」などの統計を掲載しています。

また第2部では、若者の生活課題を整理するとともに、現場における実践の共有をねらいに、青少年相談室、福祉事務所、自立援助ホーム、ファミリーホーム等の福祉・青少年相談分野を始め、高校等の教育分野、就労支援や居場所を提供する民間団

体、医療機関等の総勢22人の方々から、ご寄稿をいただきました。

そこでは、すべての分野に共通して「青年期を支える社会資源や制度が乏しく、若者たちは生活を立て直す場が少ない。年齢で区切られた現行の社会制度の中で自立を養っていくことは難しく、切れ目のない社会支援が必要である」と、今後の若者支援のあり方を問うものがみられます。

第3部では、「生活困難なときの支援機関を知りたい」「仕事を探したい」「職業訓練を受けたい」「学びたい」「ひきこもり等の相談・居場所について知りたい」「精神保健関連の相談機関を知りたい」等、生活上の困

り感ごとに項目を整理し、社会資源の情報を掲載しました。

### お互いを支え合う 仕組みづくりに向けて

本冊子では、編集会議の視点から、今後の若者支援の方策として、自立に困難さを抱えた若者たちを支え、身近な立場で寄り添うボランティアの養成や、必要に応じた「育ち」を支える仕組みづくり等を提案しています。

今後、本会ではこれまでの取り組みの中から、つながりをさらに生かしながら、支え合いの仕組みづくりに向け、子ども・若者の支援を行う方々と検討を進めていく予定です。

(企画調整・情報提供担当)

### わかもの互立 (支えあい) ネットワーク

代表 鈴木 力

(関東学院大学人間環境学部准教授)



日本の子ども・若者は幸せでしょうか。

子どもの相対的貧困率も、また小中学生の就学援助制度の利用率からも、子どもの6人に1人、約155万人が経済的に困窮しています。文科省の調査では発達障害の疑いのある小中学生は全体の6.5%、内閣府によれば15～34歳の若年無業者数は63万人、同人口に占める割合は2.3%…。OECD(経済協力開発機構)調査からも日本の子どもの幸福度には、経済的な貧困の影響が見取れます。

さまざまな事由から多くの子どもは困窮した生活にあり、そしてその後の青年期には自立を強いられています。自分の力だけで生きようとすることは、時には孤立を生み出してしまいます。私たちは、子ども・若者が他者とのかかわり・絆を通して自分の力を発揮していく自立(互立)という視点を大切に、子ども・若者がいきいきと暮らしていけるように支援の輪を広げるため活動しています。縦割りで区切られた分野を超え、子ども・若者とかかわる多くの皆さまとのつながりを今後一層深めていきたいと願っています。

## 住民の主体性を生かした地域課題解決の仕組みづくり

―清川村コミュニティ交通の立ち上げから【寄稿】

地域住民自らが、地域の課題に気づき、それを住民同士が議論し、必要に応じて具体的な活動を展開していくプロセスを「地域組織化」と呼びます。このプロセスを通じて、住民自らが主体者として活動を展開していくようになり、このことは「住民主体の原則」と呼ばれ、社協活動の中で特に重視されています。

昨年度、愛甲郡清川村で立ち上げを迎えたコミュニティ交通(※)は、こうした住民主体のプロセスを踏まえた取り組みでもありました。

※身近な地域交通の実現に向けた地域住民の主体的な取り組みに基づき、経路を定めて定期的に運行する自動車等により地域住民等を運送する事業

### 村民に身近な生活ニーズの把握から仲間づくりへ

山坂の多い村内でも、金翅(こんじ)・清水ヶ丘地区は特に坂道が多く、自動車の運転免許証を持たない高齢の方や障害のある方、妊産婦等にとっては移動が不便な地域です。

清川村社協では、福祉有償運送サービスの提供や村民アンケート調査等から、自宅からバス停までの送迎ニーズが少数ながらあることを把握していました。

そこで、住民の力を掘り起こし、住民の力でこの課題を解決する必要があると考え、村社協は県等と協働で「地域福祉コーディネーター養成研修」を計画し、当該研修の1コマに、住民が主体となって移動支援を実施する団体の実践報告を組み入れました。すると、以前から移動支援の課題に興味・関心のあった住民がこの研修会に刺激を受け、村社協と共にコミュニティ交通を開発していくこととなりました。そして、まずは取り組みに賛同する仲間づくりから開始していくことになりました。

### 住民メンバーの主体的な動きと活動の実現に向けた壁

発起人の呼び掛けによって地域住民5人の賛同者が得られ、中心メンバーによる利用対象者・運手・使用車両等についての話し合いが重ねられました。

そこで村社協は、ニーズのありそうな地域住民を抽出し、メンバー



◆清川村社会福祉協議会  
☎ 046-287-1118  
FAX046-287-2013

※この取り組みは、本会「平成25年度支え合いの地域づくり推進モデル事業」受託事業です

が直接ヒアリング調査を行うことを提案しました。この調査では、移動支援のニーズの把握はもとより、同じ地域に住む高齢の方たちからの切実な訴えを聞く機会となり、そうした声は、後に立ち上げ活動を行う中での困難を乗り越える原動力にもつながりました。

調査を踏まえた課題分析から住民ニーズを集約し、メンバーと村社協は行政に協働事業を働きかけました。行政担当者からは「まずは自治会の合意を」との回答を受け、メンバーはコミュニティ交通についてのチラシを作成。自治会会員宅へ何度も届けたり、説明会を開催したりしました。

この間、約2年。さまざまな場面でコミュニティ交通の実現を呼び掛けましたが、住民からは「もう少し丁寧の説明してほしい」といった声上がるなど、思うように進みませんでした。そして熱意

を持ったメンバーの疲労感も、次第にピークに達していきました。

### 夢の実現へ

そうした中、自治会長の一斉改選期を迎え、あらためて住民に向けて「体験乗車とアンケート調査を実施してみてもどうか」との声が上がりました。そこで行政との調整を経て、早速、体験乗車を実施したところ、予想を上回る反響があり、メンバーも活動への意欲を持ち直すことができました。

その後、自治会に加入する全世代対象に行ったアンケート調査では、60%強の世帯から回答があり、このうち70%弱からコミュニティ交通立ち上げの賛同を得ることができました。

そして現在、自治会の承認と行政の協力と支援を得て、コミュニティ交通の運行に至っています。今回は「移動支援」という地域課題について活動を展開しましたが、今回の活動を通じて住民の力は一層高まっています。今後新たな地域の課題が生じた際も、住民の主体性を生かした活動を展開していきたいと考えています。

(清川村社会福祉協議会)

# 福祉のうごき

2014年3月28日～4月28日

Movement of welfare

## ●全市町村での福祉避難所の指定に向けて (福島県)

東日本大震災発生時、福祉避難所が1カ所も開設されなかったことから、福島県は本年度内に県内全市町村での1カ所以上の指定を目指す。市町村行政の担当職員や関係者を対象とした県独自の「福祉避難所指定・運営ガイドライン」を踏まえ、働きかけを進める。

## ●相模原市 非婚のひとり親家庭に寡婦(夫)控除のみなし適用

相模原市は、母子生活支援施設入所者負担金や保育所保育料、市営住宅家賃等の事業について、非婚のひとり親家庭に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用を開始する。死別・離婚等のひとり親家庭には市・県民税、所得税の寡婦(夫)控除が適用されている一方、非婚のひとり親家庭には適用されておらず、行政サービスを受ける際に差が生じていることを課題視したものの。

## ●民生委員児童委員のさらなる活動環境の整備を提言

4月21日、厚労省は「民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けた検討会」報告書を公表した。災害対策基本法の見直しによる避難支援、消費被害の防止、生活困窮者への支援など、民生委員児童委員活動への期待の高まりを踏まえ、安心して活動するための取り組みとして、家族・財産を含めた保険制度による補償制度等について提言した。

## ●厚木市「幼稚園送迎ステーション」の運用を開始

働く親のサポートと待機児童解消のため、厚木市では5月から「幼稚園送迎ステーション」の運用を開始する。幼稚園の預かり保育を利用する子どもを対象にバスで幼稚園を巡回。新設する託児所の空き時間を利用して、朝夕の時間に子どもたちを預かる。郊外へも送迎に回ること、子育て家庭の自宅から遠い幼稚園も利用しやすくなり、待機児童を解消するねらい。

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。防犯カメラや新型AEDも取扱っております。

**京浜警備保障株式会社**

代表取締役社長 岡本誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市中区金港町5番地10 金港ビル4F内  
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人  
**神奈川県福祉研究会**  
福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)  
同 辻村 祥造(☎045-311-5162)  
同 西迫 一郎(☎046-221-1328)  
同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)  
代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

### 社会福祉法人による社会貢献活動の義務化を提言

政府の規制改革会議(議長・岡素之・住友商事(株)相談役)は4月16日、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールドレスティンク確立に関する意見」を取りまとめました。

て福祉サービスを受けられるようにすべき」「さまざまな事業者が利用者の立場に立ってサービスの質や多様性を競い、豊富な福祉サービスが高い生産性の下に提供されるよう、経営主体間のイコールドレスティンクを確立すべき」であるとし、今後取り組みを進めるべき内容を10項目に整理しています。

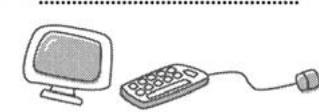
もへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を法令等で義務づけるべきであるとの意見。社会貢献活動を行わない社会福祉法人については「零細小規模な法人に配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を採るべき旨を命ずるほか、業務の停止や役員解職勧告、法人の解散を命ずることができ、法人の明確化すべき」と言及

意見書では、社会福祉事業を取り巻く環境は大幅に変化し、多様な経営主体が競合する市場になっていることを踏まえ、「社会福祉事業者はガバナンスの確立と経営基盤の強化を行い、利用者が安心して

そのうち、「社会貢献活動の義務化」では、厚労省は平成27年年央までに、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子ど

※会議の検討状況については、内閣府ホームページ(<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaiaku/index.html>)で公開中  
(企画調整・情報提供担当)

あなたの情報発信のおてつだい  
デザイン・印刷・ホームページ制作



**きかん印刷**  
株式会社 神奈川機関紙印刷所  
〒236-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12  
営業部 TEL045(785)1700(代) FAX045(784)8902  
制作部 TEL045(785)1768 FAX045(780)1588  
<http://www.kki.co.jp/>

# 私のおすすめ

## スポーツでリフレッシュ！ 障害のある人に優しいスポーツ施設

健康増進やストレス解消には、スポーツがもってこいですね。しかし、障害のある人にはスポーツ施設の設備等のハードルが高いことも少なくありません。でも、あきらめないでください。県内には、スイミング・テニス・ボウリング・フィットネスジム・ロッククライミングなど、さまざまなジャンルの施設が、障害のある人への配慮や工夫をしています。

さあ、スポーツでリフレッシュしましょう！

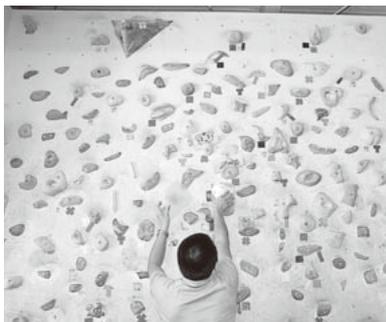
## ❖ ボルダリングで新しい体験を！

経験したことのない新しいジャンルにチャレンジしたいという方には、「ボルダリング」がお勧めです。これは、もともとフリークライミングの練習として始まった、人工の岩場を素手だけで登るスポーツです。

よじ登るための順路の理解が難しいときには、お気に入りのアニメキャラクターのイラスト等を岩場に置き、その順番に登っていくことができるように工夫している施設もあります。また、視覚に障害がある人には、触って分かるマグネットボードで道案内するなど、スポーツ施設の温かい思いやりが伝わります。



(上)マグネットボードで岩場の順路を確認



(右)イラストは間近に見ても見つけやすい

## ❖ ボールを持たなくてもできるボウリング

障害のある人に配慮されたスポーツ施設として最も多いものは、ボウリング場でした。

障害があるため投球が困難な人には、投球台が用意されています。また、車いす利用者が投球レーンの段差を上がることができるように、持ち運び可能なスロープを常備している施設もありました。



投球台の使用イメージ

今月は

⇒ (N)神奈川県障害者自立生活支援センター

がお伝えします！

通称KILC（キルク）。1997年4月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング（障害者による相談事業）や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、厚木・平塚等4カ所の事業所で活動中。

〈連絡先〉〔法人本部〕厚木市愛甲1-7-6

TEL：046-247-7503 FAX：046-247-7508

URL：<http://www.kilc.org> E-mail：[info@kilc.org](mailto:info@kilc.org)



設備の改修が難しくても、ちょっとした工夫により、障害のある人もスポーツを楽しむことができることに気づかされました。

## ❖ 障害のある人への配慮や工夫のヒントをまとめた冊子を配布中

私たちの団体では、県内の民間スポーツ施設約350カ所の調査を行い、『障害者のためのスポーツ施設・好事例集2014』（県委託事業）を作成しました。

この事例集では、駐車場・受付・スポーツ用具・コミュニケーションツールなど、ハード面・ソフト面でさまざまな工夫をしている民間スポーツ施設を紹介しています。また、障害者スポーツの種目や歴史のほか、障害者スポーツを支えるチェアスキー開発者や競技審判の方へのインタビューも掲載しています。

平成23年にスポーツ基本法が制定され、障害のある人も含めたすべての国民にとって、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むこと」は権利であることが明記されました。障害があっても、身近な地域に、いつでも気軽に安心してスポーツを楽しむことのできる施設が、一つでも増えていくことを期待します。



## インフォメーション

### ■ 『障害者のためのスポーツ施設・好事例集2014』（A4判・27ページ）

- ・ホームページからダウンロード可能
- ・冊子版をご希望の方は上記までご連絡ください
- ・S Pコード版もあります



障害者のための  
スポーツ施設・好事例集

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

### きょうだいだって仲間に会いたい！

障害のある子の母親同士は、親の会や療育活動などで知り合い愚痴をこぼしたり、情報交換をすることができます。大人であればSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などを使って仲間を探していくこともできますが、小中学生のきょうだい児が自分で同じ境遇の仲間を探すことは難しくそんな中で、同じ境遇の仲間と出会える場が「きょうだい会」です。

#### ◆話し合いの中で…

活動は遊びに行ったり、ボウリングやスケート、調理などレクリエーションがメインですが、年に2～3回、話し合いの活動を行っています。以前宿泊の時にグループに分かれ、「スーパーのお菓子コーナーでレジに行かずお菓子の袋を開けてしまった弟にどう対処するか」などの紙芝居を演じ、それをビデオに撮り、グループごとに発表をしました。グループごとの発表が終わった後に、「このビデオうちの親に見られたら困る」と子どもたちは言いました。もちろん見せる予定はなかったのですが、それだけ子どもたちが親には見せたくない本音で

### きょうだいの会

会長 諏方 智広



平成16年4月に筆者の修士論文の研究をきっかけに設立。現在、横浜市内で月に1回程度、小中学生の自閉症のきょうだい児が集まり、ボランティアさんと遊んだり話し合いをしたりという活動をしている。  
(連絡先) E-mail: yokohama\_tw@yahoo.co.jp

語っていたということが分かりました。

#### ◆きょうだい会で見る姿

きょうだい会に参加しているきょうだい児は、通常のお子さん方に比べ、「いい子でいなければ」「自分で出来ることは自分で」という意識が高いと感じます。絶対に弁当箱をカラにしなければと思ったり、今までボランティアさんと友だち口調だったのが、お母さんの姿を見たら急に敬語になるという姿も見られます。

普段は障害のある兄弟が優先されがちなきょうだい児たちが主役になれる場を提供できるようにしています。普段は家では「いい子」にしている彼らたち。「いい子でなくてもいいんだよ」「思い切り甘えたり、お兄さんお姉さんたちに話を聞いてもらっていいんだよ」という場であることを目指しています。だからボランティアさんたちと一緒に悪ふざけをし、少し羽目を外してしまうこともあります。彼らにとって、同じ境遇の小中学生や大学生のお兄さんお姉さんに出会え、一緒に楽しい時間を過ごす居場所として、きょうだい会はあるのです。

平成26年度  
社会福祉施設  
総合損害補償

# しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

## 事故・紛争円満解決のために！

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

### プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

#### 1 基本補償(賠償・見舞)

▶補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
	利用者傷害死亡事故弔慰金		死亡(重度後遺障害)100万円(78~100万円)
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

保険期間1年職種別A級

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) + 見舞費用付補償(B型)

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】  
定員1名あたり  
入所: 1,300円  
通所: 1,390円



スケールメリットを活かし、  
有利な補償と  
割安な保険料  
です。

### プラン2 施設利用者の補償

### プラン3 施設職員の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(賠償責任保険「普通傷害保険」労働災害総合保険「約定期行費用保険」動産総合保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記にお願いします。●

団体 社会福祉法人  
契約者 **全国社会福祉協議会**  
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン  
TEL:03(3593)6433

取扱  
代理店

株式会社 **福祉保険サービス**  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

日本興亜損保と損保ジャパンは、関係当局の認可等を前提として、平成26年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

(SJI13-12122 2014.2.13作成)

# 在宅医療と介護・福祉の連携

## ～かかりつけ薬局・薬剤師の取り組みから～

急速な高齢化の進展に伴い、医療的ケアや介護サービスを必要とする方たちの増加は著しく、要支援・要介護認定者や認知症患者も増加傾向にあります。在宅医療・療養へのニーズが高まりをみせる中、医療・介護・福祉の人材確保の課題はまだまだ大きく、限られた社会資源をどのように効率的・効果的に活用していけばよいか。地域の実情に応じた医療機能の分化、在宅医療と介護・福祉の連携は、地域包括ケアシステムの構築に向けた大きな柱となっています。

そこで今回は、「かかりつけ薬局・薬剤師」の取り組みを出発点に、在宅介護・福祉関係者との連携について、(公社)神奈川県薬剤師会(以下、「県薬剤師会」)常務理事の唐澤淳子さんにお話を伺いました。

### 見過ごされがちな 薬による副作用・相互作用

医療を受けながら在宅で過ごす高齢の方たちの多くは、複数の医療機関にかかり、複数の薬局で薬の処方を受けています。一方、通信販売等でサプリメント(栄養補助食品、健康補助食品)を気軽に購入できたり、規制緩和により一般用医薬品のインターネット販売を解禁する方針が示されるなど、服薬管理を取り巻く環境は刻々と変化しています。

こうした状況を背景に、「食欲不振、身体のだるさ、めまい・ふらつき、頻尿・便秘、皮膚のかぶれなど、本人の気づかないところで薬の副作用・相互作用が表れている場合がある」と唐澤さん。同じ薬でも人によって作用に差があったり、必要のない部分に薬が作用したり、サプリメント等との飲み合わせによって効き目が変わってしまったり、服薬管理が引き起こした問題に気づかず、やり過ごされている現状があると警鐘を鳴らします。

### 薬局・薬剤師に寄せられる 身近な在宅医療拠点としての期待

全国の薬局数はコンビニエンスストア設置数よりも多い、およそ5万4千カ所。本県には3500を超える薬局があります。中でも県内薬局の処方せん受け取り率は78.8%(平成24年度)を占め、本県は医療機関が処方せんを発行し、薬局で薬を受け取るという「医薬分業」の先進県とも言われています。

薬剤師の最も代表的な業務は、医師の処方に基づく調剤ですが、地域包括ケアシステム

の構築が重要視される中、在宅医療拠点としての薬局・薬剤師への期待はより大きなものとなっています。服薬を取り巻く生活上の負担を減らし、なるべく少ない量・回数で薬の効能を高めていくために、一人ひとりに合わせた服薬指導や処方医への情報提供、寝たきり状態の方など通院の難しい在宅患者を対象とした訪問業務も増えてきています。

服薬記録やアレルギー・副作用の有無を「薬歴」として管理し、処方薬の重複や市販薬との飲み合わせについての相談に応じる。かかりつけ薬局。本県では「かかりつけ薬局の役割と医療品の安全確保」を県保健医療計画に明記し、より質の高い薬局サービスを推進することで、病気の予防・管理、在宅医療を進めようとしています。

そうした一方で、「これまで経験のない薬局・薬剤師にとって、在宅医療への参入の壁は高く、介護・福祉関係者との連携のイメージを持ちづらい」と唐澤さんは語ります。

### 服薬管理を取り巻く課題 「ケアマネジャーに相談」が8割

県薬剤師会が行った調査※によると、県内の訪問介護事業所では、サービスを利用する高齢者の8割が服薬しており、その中で「訪問指導が必要」と感じる患者はおよそ1割。その際、訪問介護員が相談を持ち掛ける相手は「ケアマネジャー」が全体の8割以上を占め、薬剤師に相談する例は10%に満たないことが分かりました。

※薬剤師の居宅療養に対する服薬支援の向上および効率化のための調査研究事業(厚労省平成24年度老人保健事業推進等補助事業)

「自己流で錠剤を砕いて飲んでしまったり、『食後』と書かれた薬は食事を摂らなかつた時は飲まずに置いてしまおうといった話をよく聞く。訪問した際に残薬が見つかった、薬を飲みづらそうにしている、服用忘れが多いなど、在宅介護・福祉関係者の目線で気がつくことも多いはず」と唐澤さん。

しかし、そうした気づきがあっても、在宅介護・福祉関係者からは「日ごろ薬剤師と顔を合わせる機会が少なく、薬剤師がどういったことをしてくれるのか分からないので相談しづらい」「介護保険のケアプランに服薬管理を含めると、利用者負担が発生するので提案しづらい」といった声が聞かれると言います。

### 「健康・介護まちかど相談薬局」を処方せんがなくとも相談できる場に

県薬剤師会では、平成21年度、医療・福祉の多職種連携を進めるために「在宅医療受入可能薬局リスト」を作成。これをもとに、原則として常時2人以上の薬剤師が在籍し、麻薬調剤や休日・夜間対応が可能な在宅医療に

対応できる薬局をリストに再編しました。(本年1月現在、登録数455カ所)

また、地域の即戦力として期待される薬局や在宅分野で活躍する薬剤師の目印として、同会ホームページに公開する登録薬局からの要望に応え、「健康・介護まちかど相談薬局」看板の貸し出しを実施。介護サービスの苦情や相談受け付けに関する研修会を開催し、修了者には「在宅認定薬剤師バッジ」を貸与するなど、県民や医療・福祉関係者にとって活用しやすい仕組みづくりを進めています。

このほかにも、居宅療養に対する服薬支援を行うことができる薬剤師育成のための研修プログラムを開発し、フローチャート等を使って医療・福祉関係者との連携のイメージを伝えたり、次回の訪問までにどんなことを見ていくかなど、状態変化を見極める視点を考えるための事例検討会等を開催しています。

「私たち薬剤師は、薬から人を見てしまいがち。その人が暮らしやすくするために何ができるか。拒薬や残薬がある方たちのために何が起きているのか。本人・家族から日常生活

活の変化や身体に関する訴えを聞き取り、薬の影響を探っていく視点を養う必要がある。地域の在宅介護・福祉関係者の皆さんとのつながりの中で学ぶことは多い。薬を配達するだけの表面的な在宅業務をつくらせてはならない。患者さんや家族はもちろん、医療・介護者からも信頼される薬局・薬剤師を目指したい」と、職能団体としての姿勢を語ります。

### 身近な地域のつながりを出発点に専門職の連携をつくらせていきたい

持続可能な社会保険のシステムの維持という視点からも、「重症化する前の自己管理としての服薬・健康管理」「残薬や重複処方を整理することでの医療費負担の軽減」「一極集中化する病院・診療所の負担軽減と機能分化」が言われています。

しかし一方で、薬剤師にも人材不足が言われており、薬剤師1〜2人体制の小規模薬局が多くを占める中、在宅医療への参入を足踏みする薬局もあると言います。地域包括ケアシステムの構築に向けて、職能団体としての取り組みはもちろん、「自分たちの専門性の中でだけで完結せず、お互いを上手に活用し合い、支える側も元気になるネットワークをつくらせていきたい」と唐澤さん。

「患者さんや家族に対して薬剤師への相談という選択肢を正しく伝えてもらうために、どうやって専門職同士が知り合うか。具体的に連絡を取り合うか。地域包括ケアの基礎単位である小地域の連携をおろそかにせず、つながりを紡いでいきたい」と語ります。



薬剤師の立場から、30年以上在宅医療に携わる唐澤さん。「本人や家族に合わせた服薬方法を積極的に医師に提案することができる薬剤師が地域で求められていると感じます」



(右)「健康・介護まちかど相談薬局」の看板(上)と、研修修了者に貸与される「在宅認定薬剤師バッジ」(下)

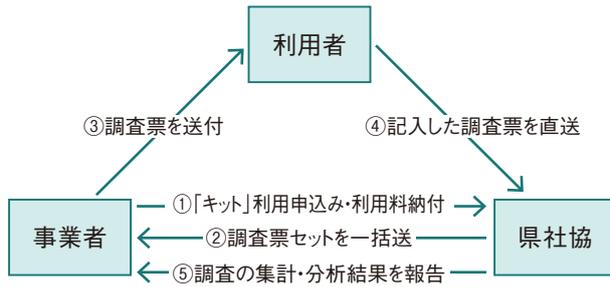
(左)ホームページに公開されている「在宅医療受入可能薬局リスト」では、地図検索等を使って、身近な地域の薬局を探ることができます

◆(公社)神奈川県薬剤師会  
☎045-761-3241 FAX045-751-4460  
URL <http://www.kpa.or.jp>  
本会第3種正会員。明治23年創設。昨年4月に公益社団法人に移行。薬学・薬業の進歩発展、医療安全の推進、公衆衛生・地域医療への積極的参画、地域・職域薬剤師会との連携・支援等に取り組む。在宅医療と介護・福祉の連携については「地域医療委員会」を中心に協議。福祉関係者対象の研修会多職種合同事例検討会等のメンバーとして各地の薬剤師が参加している。

(企画調整・情報提供担当)

## 福祉サービス利用者意向調査キットのしくみ

※調査開始～報告書提出まで約3ヵ月



利用者の本音を引き出しやすくし、利用者の意向を踏まえたより良いサービス提供につながることを、職員のやる気につながることを目的です。

(本紙平成25年8月号で紹介)

より良いサービス提供を目指して  
「福祉サービス利用者意向調査キット」のご案内

福祉サービス利用者意向調査キットは、事業所の福祉サービス評価の一環である利用者の意向調査を本会が代行することで、より利

平成25年度は21法人29事業所が本キットを利用しました。利用事業所からの声を一部紹介します。

- 匿名の調査で、利用者・保護者の忌憚のない意見を聞くことができた。
- 利用者が感じている不満傾向に気づかされる点があった。
- 分析結果にある「県社協からのコメント」が役立った。
- (事業所独自の調査や曰ころの聞き取りと) 全体的な傾向は一緒だが、思わぬ発見もあった。
- 職員会議等で調査結果を報告し、「不満」「やや不満」の回答があった部分については改善策を検討したい。
- 法人で取り組んでいるISO9001の顧客満足度調査の基礎として用い、次年度の目標設定に役立てたい。

この調査キットは県内法人・事業所であれば本会の会員・非会員ともに利用できます。詳しくはホームページもご参照ください。

TEL 045-311-1424  
FAX 045-313-0737  
URL [http://www.knsyk.jp/s/soudan/madoguchi\\_houjin\\_kit.html](http://www.knsyk.jp/s/soudan/madoguchi_houjin_kit.html)  
(社会福祉施設・団体担当)

## かながわ権利擁護相談センター「専門相談」をご活用ください!

かながわ権利擁護相談センター(愛称:あしすと)では、高齢の方や障害のある方が地域で生活する中で、解決が難しい心配ごとや困りごとが起きた場合に、ご本人やご本人を支援する地域の相談支援機関とセンターのスタッフが一緒に考えながら、問題の解決を支援します。虐待をはじめとする権利侵害や、成年後見制度の利用支援を必要とする相談などに応じていますので、まずはお気軽にご連絡ください。(相談は無料です)

相談者区分	専門相談の種類	概要	実施方法
相談支援機関 (行政、地域包括支援センター、 障害者相談支援事業所、福祉 施設、介護サービス事業所、 社協等)	弁護士・アドバイザー スタッフ派遣事業 (出張相談)	○相談支援機関が開くケース会議や事例検討会に、助言者として弁護士や社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等を派遣します。	○派遣希望日の3週間前を目安にご相談ください ※緊急の場合はこの限りではありません。
	弁護士相談 (来所相談)	○相談は事前予約制です。	○事前にセンターのスタッフのご相談内容をお伺いし、弁護士による直接相談が必要な方に予約をお取りします。
高齢の方、障害のある方、 そのご家族等	弁護士相談 (来所相談)	○相談時間は1回45分です。	

### 【お問合せ・ご相談】

かながわ権利擁護相談センター“あしすと”(かながわ成年後見推進センター)

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階

TEL 045-312-4818、045-312-5788 FAX 045-322-3559 メール assist@knsyk.jp

相談時間(来所・電話):月曜日~金曜日 9時~17時 ※年末年始・祝日を除く



## 県社協新評議員のご紹介

※任期：5月10日から2年間

- ◇**第1種【経営者部会】** 赤間源太郎(相模福祉村)、西山宏二郎(藤嶺会)、小泉隆一郎(泉心会)、三澤京子(吉祥会)、小倉徹(松緑会)、坂本堯則(たちばな福祉会) **【施設部会】** 宮下慧子(カサ・デ・サントマリア)、岸川洋治(田浦地域福祉センター)、工藤廣雄(横浜市ホームレス自立支援施設はまかぜ)、鈴木暢(ハートピア湘南)、鶴飼一晴(唐池学園)、菅原茂樹(総合病院湘南病院) **【民生委員児童委員会】** 飯田弘、松本信之、篠原徳守(以上、県民児協)、宮田光明、長瀬潔(以上、横浜市民児協)、稲田次男、吉田紀代子(以上、川崎市民児協)、篠崎稔、菅沼稔(以上、相模原市民児協) **【保護司部会】** 酒井果胤、田邊富士雄、志村宗男、伊藤彰哲(以上、県保護司会連合会) **【市町村社協部会】** 有賀美代(横浜市社協)、田嶋郁雄(川崎市社協)、石井元二(相模原市社協)、飯田隆司(逗子市社協)、増田譲(綾瀬市社協)、児玉佐子(大磯町社協)、増田崇(開成町社協)、青木巖(真鶴町社協)
- ◇**第2種【連絡会】** 馬上和久(県腎友会)、戸井田愛子(県身体障害者連合会)、高原文子(じんかれん)、井上勇(県老人クラブ連合会)、前波万里子(県里親会)、山下康(県社会福祉士会)、宮田丈乃(県保育会)、小林俊一(認知症の人と家族の会神奈川県支部)
- ◇**第3種【連絡会】** 鎌田良一(神奈川県新聞厚生文化事業団)、長倉靖彦(県病院協会)、近藤正樹(県医師会)、神原章喜(県薬剤師会)、池田光雄(県歯科医師会)、海北仁(県

商工会議所連合会)、安藤伸男(県農協中央会)

- ◇**第4種【関係行政機関・学識経験者】** 西條由人(県保健福祉局)、岡田輝彦(横浜市健康福祉局)、伊藤弘(川崎市健康福祉局)、和光亨(相模原市健康福祉局)、佐藤光徳(県市長会)、鈴木順(県町村会)、八木明(県共同募金会) (敬称略)

## 役員会の動き

- ◇**理事会** = 4月17日(木) ①正会員の入会申込み ②任期満了に伴う理事候補者の推薦 ③任期満了に伴う監事候補者の推薦 ④任期満了に伴う評議員の選任 ⑤任期満了に伴う各種委員会委員の選任

## 新会員紹介

- 【経営者部会】** (福)和心知会  
**【施設部会】** 特別養護老人ホームわしんち元気・平塚

## 本会主催 第三者評価 評価調査者説明セミナーのご案内

- ◇**日時** = 7月5日(土) 午前9時40分～午後4時30分  
◇**場所** = 県社会福祉会館  
◇**参加費** = 2000円  
◇**問合先** = 社会福祉施設・団体担当 (かながわ福祉サービス第三者評価推進機構)  
☎045-290-7432 FAX045-313-0737

## 平成26年経済センサス-基礎調査協力をお願い

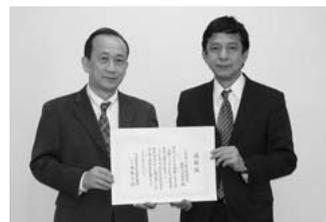
- ◇**調査目的** = 事業所および企業の活動の状態を調査し、各種の政策立案や国民経済計算の推計などの基礎資料を得る  
◇**調査時期** = 平成26年7月1日現在  
◇**調査対象** = 全国の全事業所・企業  
◇**調査方法** = 調査員による訪問、郵

送した調査書類の郵送またはオンラインでの回答

- ◇**問合先** = 神奈川県統計センター  
☎045-210-3233 FAX045-210-8823

## 寄附金品ありがとうございました

- 【一般寄附金】** 広瀬公子  
**【交通遺児援護基金】** (一社)神奈川県指定自動車教習所協会  
**【子ども福祉基金】** 横塚祥子、歌声クラブ、佐藤和成、荒谷昭子  
**【ともしび基金】** J A さがみ寒川支店、(一社)生命保険協会神奈川県協会、県立みどり養護学校・PTA、県立金沢養護学校、県立津久井養護学校、協隆志、(N)神奈川県障害者地域作業所連絡協議会、県立鎌倉養護学校、(公社)全日本不動産協会神奈川県本部、(公社)不動産保証協会神奈川県本部、大和県税事務所、県立湘南養護学校 (合計1,808,744円)  
**【寄附物品】** 神奈川県定年問題研究会 (いずれも順不同、敬称略)



(一社)生命保険協会神奈川県協会より、ともしび基金へご寄附いただき、平木正一事務局長(右)へ感謝状を贈呈



(公社)全日本不動産協会神奈川県本部、(公社)不動産保証協会神奈川県本部よりともしび基金へご寄附いただき、塚本直樹事務局長(右)に感謝状を贈呈

## — 社会福祉施設の設計監理 —

# 株式会社 安江設計研究所

東京都港区高輪 2-19-17-808  
Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772  
E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp  
URL http://www.yasue-sekkei.co.jp/

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・  
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

障がいのある人と家族のための  
親切で誠実な

## 贈与・相続税などの 無料相談室

協公認会計士事務所  
TEL : 045-402-5923 (直通)  
FAX : 045-434-3711

東急東横線またはJR「菊名駅」徒歩1分

より深く、より多くの方々に知ってほしい

民生委員児童委員活動

皆さんは、全国各地で約23万人の民生委員児童委員が活動していることをご存じでしょうか。

同じ地域に暮らす住民という立場から、暮らしの中の悩みや困りごとを聞き、関係機関・団体へつなぐパイプ役となる民生委員児童委員。子育て中の親子を対象とした「子育てサロン」や、行政・自治会等と連携した災害時の要支援者への支援活動のほか、さまざまな活動に取り組んでいます。

しかし一方で、このような地域の身近な相談役としての活動は、あまり知られていません。

そこで、一人でも多くの方に活動を知っていただくために、「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」（5月12日～18日）に合わせ、全国各地の民生委員児童委員協議会では、それぞれ工夫を凝らしたPR活動を行っています。

たとえば、駅前広場や大型ショッピングセンター等でパンフレットを配布したり、行政機関等と連携して、公共施設や市民まつり等で、市民に分かりやすく委員の活動や

地区担当委員の仕組みなどをパネルに展示する地域もあります。

また、この活動強化週間を訪問活動の強化期間に位置づけ、地域の一人暮らし高齢者世帯等を訪ねて回り、PRカードの配布や状況把握等を集中的に行ったり、学習の機会として研修会等を開催したりする地域もあります。

少子高齢化による環境の変化や生活格差・貧困の問題、災害時の

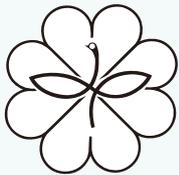
要援護者への取り組みなど、民生委員児童委員が地域福祉の中心的な担い手として、ますます大きな期待が寄せられています。その一方で、地域のつながりが希薄となりつつある現在、委員活動が住民に知られていないために、円滑に支援が進まない場面や、個人情報収集が難しい実情が聞かれます。

活動強化週間がきっかけとなり、地域住民や自治会、関係機関・団体等に委員の活動に対する理解が広がり、新たなつながりが育まれることを期待します。

(生活支援担当)



(上) パネル展示に足を止める住民の皆さん  
(右) おそろいのユニフォームで活動をPR



(左) 民生委員児童委員の徽章等に用いられているこのマークは、幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています

5月12日は“民生委員児童委員の日”

民生委員制度の始まりは、第一次世界大戦の末期、大正6年5月12日に、防貧方策として岡山県済世顧問設置規程が公布されたことに由来するものです。全国民生委員児童委員連合会では、この日を記念して、5月12日を民生委員児童委員の日と定め、5月12日から18日までの1週間を地域のみなさんに活動を知ってもらうための強化週間として取り組みを進めています。

医療・福祉界の健全発展に資することが私たちの使命です。

医療・福祉業界の皆様が抱える様々な問題の解決に向けて、経営コンサルティング・税務会計・会計監査などの専門サービスを総合的に提供できる体制を整備しております。

- ◆ 福祉経営・医業経営コンサルティング
- ◆ 福祉施設・医療機関への人事コンサルティング
- ◆ 福祉施設・医療機関に特化した税務会計・代行
- ◆ 福祉施設の第三者評価事業 など

福祉施設の皆様が地域のニーズに応え、時代や政策に適切に対応できるようご支援します。お気軽にご相談下さい。



川原経営グループ

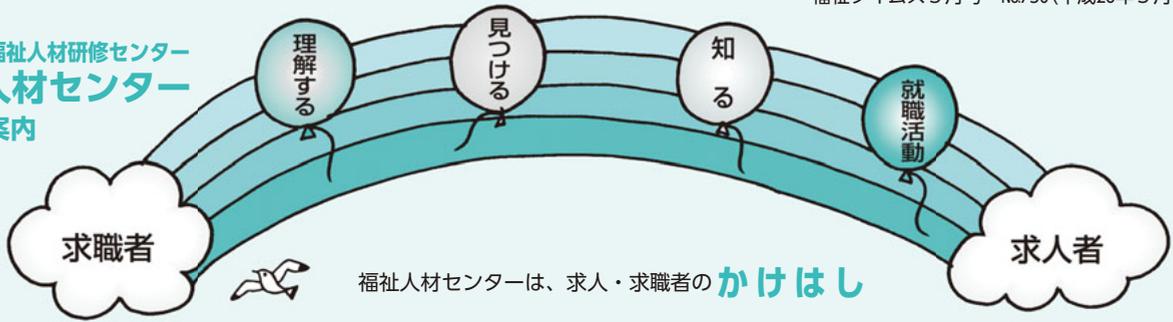
(株)川原経営総合センター／税理士法人川原経営



東京都中央区銀座8-11-11TK銀座8丁目ビル  
TEL (03) 3572-3051 E-mail : info@kawahara-group.co.jp  
URL : http://www.kawahara-group.co.jp/

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています

かながわ福祉人材研修センター  
福祉人材センター  
ご利用案内



# 福祉人材センターでは、施設・事業所の皆さまのご協力をいただき、求職者・求人施設事業所支援のための事業を実施しています！

## 個別相談

福祉職場の経験を積んだ専門の相談員(キャリア支援専門員)が、どんな分野・仕事をしたいか、どのような就職活動をしたらよいかを一緒に考えます。就職後のフォローアップの相談も受け付けています。



賃金や休暇は？

福祉施設って  
どんなところ？

## 福祉の仕事ミニセミナー

(毎月第2・4週の金曜日、午後2時～)

「無資格・未経験での就職」「職業適性」などの具体的なテーマに沿って、相談員が分かりやすく説明します。



## 福祉の仕事を知る懇談会

(毎月第3週の土曜日、午後1時～)

現場で活躍する職員に仕事内容、魅力・やりがい、目標などを語っていただき、後半では、何でも質問できる懇談会を実施しています。



## 職場体験

福祉施設・事業所にご協力いただき、求職者の職業体験を実施しています。



新規開設  
しました！

## かながわ 保育士・保育所 支援センター

平成26年1月に「かながわ保育士・保育所支援センター」を開設し、新卒保育士や潜在保育士の方も対象として、就職・復職に向けた相談や仕事の紹介等を行っています。



## 福祉のしごとフェア

求人側の施設・事業所と求職者が出会い、面接につなげる機会としています。



全国社会福祉協議会が運営するホームページ『福祉のお仕事』で求人申し込みができます。

- ★ 曜日・時間にかかわらず、ホームページから求人登録申請ができます
- ★ 必要な項目を入力する簡単な操作で求人登録完了！
- ★ アクセス件数や応募状況が確認できるので、手ごたえが分かります



URL <http://www.fukushi-work.jp>

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 **かながわ福祉人材研修センター (福祉人材センター)**  
**かながわ福祉人材センター / かながわ保育士・保育所支援センター**

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター13階

☎045-312-4816 (かながわ福祉人材センター) 045-320-0505 (かながわ保育士・保育所支援センター) FAX 045-313-4590 (共通)

メール [jinzai@knsyk.jp](mailto:jinzai@knsyk.jp) (かながわ福祉人材センター) [hoiku\\_jinzai@knsyk.jp](mailto:hoiku_jinzai@knsyk.jp) (かながわ保育士・保育所支援センター)

かながわ福祉人材センター

検索

URL <http://www.knsyk.jp/jinzai/>

# (福)神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材研修センター主催 平成26年度福祉人材現任者研修のご案内

対象	研修名	目的	実施予定月	実施規模/人数
管理的職員 (マネジャー) 対象	マネジャー研修	施設全体の統括・業務管理責任者として状況を判断し、業務を効率的かつ円滑に遂行できるようになるための知識を学ぶ	未定	1日間/3コース/60名
	法人理念を実践する接遇研修	組織理念を接遇レベルに反映させる	2015年3月	2日間/1コース/40名
	スーパービジョンシステム/人材育成システム研修	組織に採用すべきシステムの考え方、構築方法を学ぶ	未定	1日間/1コース/60名
	スーパーバイザー研修	スーパービジョンシステムの理論と方法を学ぶ	7月~10月	4日間/1コース/40名
	地域福祉推進課題研修★	地域と歩む社会福祉施設をめざす	未定	1日間/1コース/70名
	社会福祉法人会計簿記研修(上級編)	法人全体の決算書の作成方法を修得する	10月	2日間/1コース/80名
	人事労務担当者研修(応用編)	時宜にかなった人事労務知識を修得する	8月~9月	1日間/1コース/80名
	人事労務担当者研修(採用面接)★	人事採用の準備、面接技術等について学ぶ	12月	1日間/1コース/80名
	指導的職員 (リーダー) 対象	プレマネジャー研修★	次年度よりマネジャーに就く予定の方に向けた実務的研修	2015年3月
指導的職員(リーダー)研修		職員の手本となるよう業務に取り組み、目標に向かって積極的に実践し、職員の育成指導にあたることができる	9月18日~10月27日	2日間/3コース/60名
コーチング研修		部下の能力を引き出すコーチングの理論と方法を学ぶ	2015年3月	2日間/2コース/40名
対人援助技術研修		援助職としての振り返りと自分の課題を紐解く	未定	3日間/1コース/40名
チームビルディング研修★		目標志向型のチーム運営手法について学ぶ	7月16日、17日	2日間/1コース/30名
ラインケア研修		組織としてのメンタルヘルスへの取り組みを学ぶ	6月30日	1日間/1コース/40名
コンプライアンス研修★		法令遵守に基づく適切な組織運営方法を学ぶ	7月10日	1日間/1コース/40名
リスクマネジメント研修★		リスクを分析し、対応方法について学ぶ	7月30日	1日間/1コース/50名
看取りケア研修★		多死時代の福祉施設の運営について学ぶ	11月~12月	3日間/1コース/50名
相談技術研修(応用編)		相談事例を多角的に検討し、さらなる技術の修得をはかる	2015年2月	2日間/1コース/40名
介護技術研修(応用編)		新たな介護技術、または困難な介護についての技法を学ぶ	11月12日、26日	2日間/1コース/30名
職場内研修担当者研修		職場における研修実施推進体制を築くための手法を学ぶ	9月~10月	4日間/1コース/42名
サービス提供責任者研修(初任者編)		サービス提供責任者の役割責務を学び、必要な技能修得をめざす	10月、2015年2月	2日間/2コース/50名
サービス提供責任者研修(現任者編)		訪問介護計画の完成度の高さをめざす。ヘルパー育成の手法を学ぶ	8月19日~9月12日	4日間/1コース/42名
社会福祉法人会計簿記研修(中級編)		入門・初級編までの内容理解を前提とし、施設の決算書作成を修得する	7月11日、15日、18日	3日間/1コース/80名
介護支援専門員実務研修受講資格試験対策模試	介護支援専門員(ケアマネジャー)資格取得希望者を支援する	8月	1日間/1回/100名	

対象	研修名	目的	実施予定月	実施規模/人数
中堅職員対象	プレ指導的職員(リーダー)研修★	次年度よりリーダー職に就く予定の方に向けた実務的研修	2015年3月	1日間/1コース/60名
	中堅職員研修	中堅職員の責務を理解した上で、基本業務を自立して遂行し、新任職員などに指示・指導を行うことができるようになるための知識を学ぶ	8月	2日間/2コース/48名
	ストレスマネジメント研修	職員のストレスマネジメント手法を学ぶ	8月~9月	1日間/1コース/40名
	アセスメント研修★	ヘルスアセスメントを学び、利用者の体調管理をめざす	10月	2日間/1コース/40名
	ファシリテーター養成研修★	グループを活性化するための手法を学ぶ	9月	1日間/1コース/45名
	アサーション研修★	自分の考えを誠実に伝える方法を学ぶ	5月20日、21日	1日間/2コース/30名
	接遇リーダー研修	OJTの一環として、接遇技術を部下に指導する力をつける	2015年3月	2日間/1コース/50名
	人事・労務担当者研修(基本編)	人事担当者としての基礎的知識を習得する	5月26日	1日間/1コース/80名
	介護技術研修(応用編)【再掲】	新たな介護技術、または困難な介護についての技法を学ぶ	11月12日、26日	2日間/1コース/30名
	相談技術研修(応用編)【再掲】	相談事例を多角的に検討し、さらなる技術の修得をはかる	2015年2月	2日間/1コース/40名
	社会福祉法人会計簿記研修(入門・初級編)	勘定科目、仕訳、転記等を踏まえ、試算表・精算表の作成を修得する	6月10日~6月20日	3日間/2コース/80名
	介護福祉士受験対策模試	介護職のプロとしての資格取得をめざす	11月	1日間/1コース/80名
新任職員対象	新任職員研修	社会人、組織人、職業人としての自覚ができ、基本的な業務を遂行できるようになるための知識を学ぶ	5月2日~7月25日	2日間/5コース/60名
	接遇・マナー研修	社会人・組織人としてのマナーを身につける	4月23日、24日	1日間/2コース/60名
	行動力強化研修★	指示を遂行する業務力、自ら行動できる力を身につける	8月~9月	1日間/1コース/60名
	非常勤・嘱託職員向け研修★	福祉職員としての知識・心構えを身につける	6月11日	1日間/1コース/90名
	介護技術研修(基本編)	基本的な介護技術の確認、修得をめざす	6月23日~7月9日	3日間/2コース/48名
	相談技術研修(基本編)	基本的な相談技術の確認、修得をめざす	11月18日~12月16日	3日間/1コース/40名

- ※1 詳細は研修実施要綱にてご案内します。(本会ホームページでもご確認ください)
- ※2 ★印は、平成26年度新規研修です。
- ※3 実施時期・規模は目安であり、変更する場合があります。
- ※4 研修については、主に社会福祉法人事務局に宛て郵送でご案内しています。研修案内メール配信をご希望の方は、タイトルに「研修案内希望」と明記の上、「事業所名」「担当者名」「連絡先」を記載し、[kensyu@knsyk.jp](mailto:kensyu@knsyk.jp)までご連絡ください。



**【問合先】 かながわ福祉人材研修センター (福祉研修センター)**  
 ☎ 045-311-1429 FAX 045-313-0737